

静岡県立大学短期大学部部長の所掌事項、任期及び選考に関する規則

平成 19 年 4 月 1 日 規則第 51 号

改正 平成 27 年 3 月 30 日

(趣旨)

第 1 条 この規則は、静岡県立大学短期大学部学則第 7 条に規定する短期大学部部長（以下「部長」という。）の所掌事項、任期及び選考に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 部長は、学長の職務を助け、校務を掌理する。

(任期)

第 3 条 部長の任期は、2 年とする。

2 部長は、再任されることができる。ただし、引き続き 4 年を超えて在任することはできない。

(選考の事由)

第 4 条 部長候補者の選考は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 部長の任期が満了するとき。
- (2) 部長の辞任を学長が理事長に申し出たとき。
- (3) 部長が前 2 号以外の事由で欠員となったとき。

(選考の時期)

第 5 条 部長候補者の選考は、前条各号に規定する事由により、それぞれ次の期間内に行うものとする。

- (1) 前条第 1 号による場合は、任期満了日前 1 月までに選考を完了する。
- (2) 前条第 2 号又は第 3 号による場合は、その事由が生じた後速やかに行う。

(選考の基準)

第 6 条 学部長候補者は、人格が高潔で学識に優れ、かつ、教育行政に関し識見を有し、部長としての職務を掌理し得る者でなければならない。

(部長候補者の選考)

第 7 条 学長は、前条に規定する部長の選考基準に従って、短期大学部の専任教授の中から部長候補者を選考し、理事長に申し出る。

2 学長は、部長候補者の選考に当たり、短期大学部教授会から意見を聴くものとする。

(任命の手続)

第 8 条 理事長は、前条第 1 項の規定による申出を受けた部長候補者を、部長として任命する。

(委任)

第 9 条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の制定後最初に行われる部長の選考については、第 6 条第 2 項の規定は適

用しない。

3 この規則の制定前に部長であった者（以下「従前の部長」という。）で引き続きこの規則により部長に任命されたものの任期は、第2条第1項の規定にかかわらず、従前の部長としての残任期間と同一の期間とする。

4 第2条第2項ただし書の規定の適用に当たっては、この規則の制定前に部長であった者で引き続きこの規則により部長に任命されたもののそれぞれの任期は通算する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年3月30日から施行する。